

## 鹿 児 島 県 公 報

平成28年1月5日（火）第3175号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 1
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定（介護福祉課取扱い） 1
- 県営土地改良事業の計画の変更（農地整備課取扱い） 2
- 都市計画道路の変更案の縦覧（都市計画課取扱い） 2
- 都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更案の縦覧（2件）  
（都市計画課取扱い） 3
- 道路の位置指定（鹿児島地域振興局取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉  
サービス事業者の指定（2件）  
（大隅地域振興局取扱い） 4  
（大島支庁取扱い） 4

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数（※）  
（選挙管理委員会取扱い） 4

## 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示（生活安全企画課取扱い） 5

## 告 示

## 鹿児島県告示第1号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により，次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成28年1月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社エミン グ鹿児島支店	始良市加治木町 仮屋町8番地	株式会社エミン グ	宮崎市大字跡江 3557番地	稲留 光博	平成27年 12月11日	福祉用具 貸与
株式会社エミン グ鹿児島支店	始良市加治木町 仮屋町8番地	株式会社エミン グ	宮崎市大字跡江 3557番地	稲留 光博	平成27年 12月11日	特定福祉 用具販売
地域ふれあいサ ロンたんぼぼ	枕崎市田布川町 167番地	特定非営利活動 法人たんぼぼ	枕崎市田布川町 167番地	山下とし子	平成28年 1月1日	通所介護

## 鹿児島県告示第2号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により，次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成28年1月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
株式会社エミン グ鹿児島支店	始良市加治木町 仮屋町8番地	株式会社エミン グ	宮崎市大字跡江 3557番地	稲留 光博	平成27年 12月11日	介護予防 福祉用具 貸与
株式会社エミン グ鹿児島支店	始良市加治木町 仮屋町8番地	株式会社エミン グ	宮崎市大字跡江 3557番地	稲留 光博	平成27年 12月11日	特定介護 予防福祉 用具販売
地域ふれあいサ ロンたんぼぼ	枕崎市田布川町 167番地	特定非営利活動 法人たんぼぼ	枕崎市田布川町 167番地	山下とし子	平成28年 1月1日	介護予防 通所介護

### 鹿児島県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営農地環境整備（農業用排水施設整備、農道整備、農用地保全、土層改良及び暗渠排水）篠川地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成28年1月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称  
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成28年1月6日から同年2月3日まで
- 3 縦覧場所  
瀬戸内町役場農林水産課

### 鹿児島県告示第4号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成28年1月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 串木野都市計画道路
  - (2) 名称
    - 3・4・32号麓線
    - 3・5・5号駅海岸線
    - 3・5・6号大原麓線
    - 3・5・12号平身萩元線
    - 3・5・13号松尾線
    - 3・5・28号天神駅前線
    - 3・5・30号川上湊町線
    - 3・5・31号五反田川河口線
    - 3・6・15号酔之尾大人跡線
    - 3・6・16号島平野元線
    - 3・6・19号郷之原瀉下線
    - 3・6・21号土佐平江線

- 2 都市計画を変更する土地の区域  
変更する部分  
3・5・12号平身萩元線  
いちき串木野市大字羽島字横須，字西ノ前及び字立割の各一部並びに愛木町及び浜田町の各一部  
追加する部分  
3・5・12号平身萩元線  
いちき串木野市大字羽島字阿弥陀田，字森木，字森下及び字尾崎山の各一部並びに口之町の一部  
廃止する部分  
3・5・12号平身萩元線  
いちき串木野市大字羽島字平身の一部  
3・5・13号松尾線  
いちき串木野市大字羽島字西ノ前，字阿弥陀田，字森木，字森下及び字尾崎山の各一部並びに愛木町，口之町及び浜田町の各一部
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び鹿児島地域振興局建設部土木建築課並びにいちき串木野市都市計画課
- 4 縦覧期間及び時間  
平成28年1月5日から同月19日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 鹿児島県告示第5号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので，同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により，当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，関係市町村の住民及び利害関係人は，縦覧期間満了の日までに，鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成28年1月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
上屋久都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
上屋久都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び熊毛支庁屋久島事務所建設課並びに屋久島町建設課
- 4 縦覧期間及び時間  
平成28年1月5日から同月19日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

#### 鹿児島県告示第6号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので，同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により，当該都市計画の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお，当該都市計画の案について，関係市町村の住民及び利害関係人は，縦覧期間満了の日までに，鹿児島県に意見書を提出することができる。

平成28年1月5日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類  
屋久都市計画都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

- 2 都市計画を変更する土地の区域  
屋久都市計画区域
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課及び熊毛支庁屋久島事務所建設課並びに屋久島町建設課
- 4 縦覧期間及び時間  
平成28年 1 月 5 日から同月19日までのそれぞれの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時30分  
から午後 5 時15分まで

### 鹿児島地域振興局告示第 1 号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年 1 月 5 日

鹿児島地域振興局長 西啓一郎

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成27年 12月 9 日	日置市伊集院町大田 7 番地 株式会社ウエダ開発 代表取締役 植田利一	日置市伊集院町徳重字前 牟田765番 1	67.80	6.00~6.01

### 大隅地域振興局告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 1 月 5 日

大隅地域振興局長 酒匂司

事 業 所		申 請 者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ワークセンター 藤の森	志布志市有明町 蓬原1421番地	特定非営利活動 法人愛訪会	志布志市有明町 蓬原321番地 7	諏訪 直文	平成28年 1 月 1 日	生活介護

### 大島支庁告示第 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成28年 1 月 5 日

大島支庁長 本重人

事 業 所		申 請 者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名 称	所在地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ライフケアわかば	奄美市名瀬長浜 町 7 番17号	有限会社訪問介護事業所わかば	奄美市名瀬長浜 町 7 番17号	當麻 廣美	平成27年 12月 1 日	同行援護

## 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第 1 号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第99条第 1 項に規定する海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する各海区における選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、次のとおりで

ある。

なお、平成27年1月9日付け鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数）は、廃止する。

平成28年1月5日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島海区 1,970人  
熊毛海区 132人  
奄美大島海区 405人

## 公安委員会告示

### 鹿児島県公安委員会告示第3号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成28年1月5日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	CRA乙女フェスティバル9AU	株式会社平和	5P1265
回胴式遊技機	マジカルハロウィン5/K A	K P E株式会社	5S1159
回胴式遊技機	プチマーメイド/K S	株式会社北電子	5S1003
回胴式遊技機	機動警察パトレイバー/K H	株式会社北電子	5S1199
回胴式遊技機	南国物語/F 1	株式会社オリンピア	5S1146